

「北海道観光のくにつくり行動計画」

平成 1 4 年 3 月

北 海 道

目 次

1	計画の基本的な考え方	1 P
2	計画の目標	2 P
3	観光の現状と課題	3 P
4	観光振興に向けた行動指針	7 P
	(1) 自然環境を生かした取組の推進	7 P
	(2) 食を生かした魅力アップ	9 P
	(3) あたたかく迎える受入体制の整備	11 P
5	道が実施する主な施策	13 P
6	推進体制	26 P

【参考】

○	計画の施策体系	27 P
○	施策の目標指標一覧	31 P
○	道内の主な取組事例	33 P

1

計画の基本的な考え方

(1) この計画の位置づけ

この計画は、「北海道観光のくにづくり条例」に基づき、道民や観光事業者、観光関係団体が観光振興を効果的に推進していくための行動の指針を定めるとともに、道の観光振興施策を示すことにより、観光を総合的、計画的に推進していくための基本的事項や目標を明らかにしたものです。

また、この計画は、第3次北海道長期総合計画の個別計画としての性格も有するもので、平成10年3月に策定した「新北海道観光振興基本計画」を全面的に改訂して作成したものです。

(2) 計画の期間

この計画の対象期間は、平成14年度から平成19年度までの6年間としています。

(3) 計画の構成と考え方

この計画は、道の施策や観光振興の担い手が協働して進める行動の指針を明確に打ち出すとともに、計画を着実に推進するための目標を明らかにすることを基本として、次の6つの項目を設定しました。

①計画の基本的な考え方

この計画の位置付けや構成など計画の基本的な考え方について記載しています。

②計画の目標

計画の達成目標を明記します。

③観光の現状と課題

観光の全国的な傾向や本道の現状と課題について記載しています。

④観光振興に向けた行動指針

計画期間内に観光振興の担い手が協働して観光振興に取り組む行動指針を記載しています。

⑤道が実施する主な施策

計画期間内に道が進める施策を記載しています。

⑥推進体制

観光振興の担い手が協働してこの計画を推進していくための体制整備と道の推進体制について記載しています。

(4) 計画の推進

この計画を円滑に推進し、目標を達成するためには、市町村、観光関係団体、観光事業者の方々との連携はもとより、道民の協力が不可欠です。

このため、観光振興の担い手が協働して、計画の目標の達成に向け、計画に掲げる観光振興施策の着実な推進を図っていくことが重要です。

(5) 計画の点検・見直し

社会経済情勢の変化に適切に対応していくため、この計画の進捗状況を随時点検するとともに、必要に応じて見直すこととしています。

2

計 画 の 目 標

「北海道観光のくにづくり条例」では、本道を誰もが安心して快適に滞在することができる国際的にも通用する観光地とし、その魅力を多くの方に知っていただき何度でも来ていただくことにより、観光産業を北海道経済のリーディング産業とすることをめざす姿とされています。

人々の観光行動は、経済情勢、社会状況、流行などに大きな影響を受けるものですが、どんな時代にあっても、人々が行ってみたい魅力ある観光地をつくり上げていくことが必要です。

このようなことから、この計画では、計画期間内に次の目標を定め、その着実な推進を図ります。

- (1) 「誰もが満足できる質の高い観光地をつくり、国内外の多くの方に何度でも本道を訪れていただく。」

誰もが旅行の際に不自由を感じない受入環境の整備やホスピタリティの向上に努めるとともに、北海道ならではの美しい自然や景観、食の魅力などを生かした取組を進めることにより、誰もが何度でも訪れたいような満足度の高い観光地の実現をめざします。

こうした質の高い観光地をつくとともに、それをアピールする宣伝誘致活動を行うことにより国内外の多くの方に本道を訪れていただくことをめざします。

この目標の指標を下記のとおり定めました。

平成19年度観光入込客数（実人数）	目標数値	6,500万人
うち道内観光客		5,700万人
うち道外観光客		800万人
平成19年度外国人の来道者数（実人数）	目標数値	54万人

※道外観光客数は外国人の来道者数を含む。

- (2) 「観光振興により本道経済の活性化を図る。」

多くの方が本道を訪れることにより観光産業が発展し、他の産業を牽引するリーディング産業となるよう観光振興に努め、本道経済の活性化をめざします。

この目標の指標を下記のとおり定めました。

平成19年度観光総消費額	目標数値	14,260億円
--------------	------	----------

I 観光を取り巻く環境と動向

1 観光を取り巻く環境

- (1) 観光は、経済的効果はもとより、地域の活性化や人々の心にも豊かさをもたらすといった効果を有するものであり、ゆとりや心の豊かさを重視するライフスタイルの変化や祝日3連休化の拡大などにより、観光・レクリエーション活動に対するニーズは大きくなってきています。
- (2) 地方分権の進展や少子・高齢化に加え、人口の減少等が予想されている中であって、高齢者等に配慮した社会資本整備や地域の特性を生かした地域づくりとともに、交流人口の増大による地域活性化が求められており、このためには、地域間の相互交流を深めていくことが大切です。
- (3) 地球環境問題が顕在化し、持続可能な社会の構築や自然との共生が大きなテーマとなっており、大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした社会のあり方が根本的に問われています。
- (4) 情報通信分野においては技術革新が著しく、情報通信ネットワークの広がりによる情報化が進展する中で、誰もが容易に必要とする情報を入手・発信できる環境を整備することが求められています。
- (5) 経済・社会活動のグローバル化が急速に進展する中、諸外国との友好・信頼関係を強めて行くことが一層重要になってきており、各国の相互理解を進める上で、観光の果たす役割は、ますます大きくなってきています。

2 国の観光の動向

平成12年12月に観光政策審議会から答申された「21世紀初頭における観光振興方策について」において、観光をめぐる環境の変化や観光に対する期待の高まりに対応するとともに、平成7年に同審議会より示された「今後の観光施策の基本的な方向」の具体的施策の方向が示されました。

「具体的施策の方向」

- (1) 観光まちづくりの推進
- (2) 観光分野でのITの積極的活用
- (3) 高齢者等が旅行しやすい環境づくり
- (4) 外国人観光客来訪促進のための戦略的取組
- (5) 観光産業の高度化・多様化
- (6) 連続休暇の拡大・普及促進と長期滞在型旅行の普及
- (7) 国民の意識喚起

II 北海道観光の現状と課題

1 豊富な観光資源と受入環境の整備

<現 状>

北海道は明瞭な四季や雄大な自然、豊富な味覚や温泉など観光において数多くの優位性を持っており、多様な宿泊施設や観光レクリエーション施設、道の駅などの観光基盤施設等の整備が進んでいます。

また、観光形態が団体型から個人型へ変化しており、これに伴う観光ニーズの多様化に対応して、体験型観光施設やオートキャンプ場、市町村営の温泉施設など、新しい観光スポットが増加しています。

道内体験型観光施設

施設数	体験メニュー								宿泊施設	レストラン
	ウオーター レジャー	フィールド ドレジャー	スカイ レジャー	ネイチャー ウオッチン グ	ウインタ ーレジャー	農林漁業 体験	食品加工 体験	創作文 化体験		
467	104	130	26	84	85	114	95	184	116	138

(道経済部調べ 平成13年9月)

<課 題>

観光資源を優れた自然環境などに負うところが大きいことから、自然環境の保全に充分配慮するとともに、その活用から生まれる多彩な「景観」「遊」「食」などの魅力を道民及び観光客が共に楽しめる観光地づくりを進めていく必要があります。

また、個人客にとって利用しやすい交通アクセスの改善、観光案内体制の充実が求められています。

さらに、本格的な高齢化社会の到来や急増する外国人観光客に対応するため、高齢者、障害者、外国人など誰もが安心して快適に旅行ができる環境の整備やホスピタリティの向上など、ハード・ソフト両面の受入環境の整備を進めることが大切です。

2 順調に推移する観光客の入り込みと急増する外国人客

<現 状>

雄大な自然やラベンダー、丘陵風景など北海道らしい景観に対する根強い人気や官民一体となった宣伝誘致活動の展開などにより、観光入込客数は、平成12年度は有珠山噴火の影響などにより減少となったものの、昭和57年以降、概ね順調に推移してきましたが、夏季の割合が高いなど季節的変動が大きく、また、地域的には道央圏に集中しています。

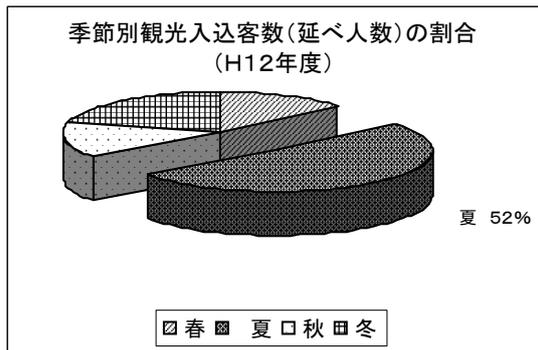
観光入込客数（実人数）の推移

(単位：万人)

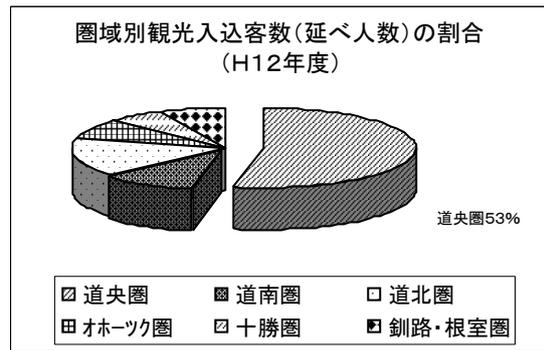
区 分	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
道 外 客	596	615	635	596
道 内 客	4,273	4,383	4,515	4,266
合 計	4,869	4,999	5,149	4,862

(道経済部「観光入込客数調査」)

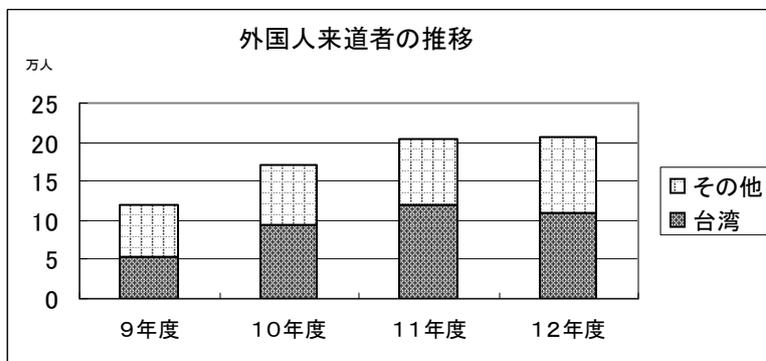
(注：千人以下四捨五入ため、合計が合致しない場合がある。)



(道経済部 「観光入込客数調査」)



また、近年、北海道の広大な大地や自然、冬の雪まつりなどが人気を呼び、台湾や香港、韓国をはじめとする東アジア地域からの来道客が急増しており、訪日団体観光ビザが一部地域で解禁となった中国への期待も高まっています。



(道経済部 「観光入込客数調査」)

<課題>

通年観光の促進や観光入込客数が少ない地方への集客を図るため、地域における資源を発掘・活用し、住民・事業者・行政、そして観光産業と他の地域産業が協働して、それぞれが個性豊かな魅力ある観光地をつくっていく必要があります。

また、これからの入り込みの増加が期待できる中国をはじめとする東アジア地域を中心とした積極的な宣伝誘致活動の展開や情報提供体制の整備、国際航空路線の拡充促進を図っていく必要があります。

3 ウエイトの高まる観光産業

<現状>

来道観光客の増加に従って北海道における観光消費額は増加し、これに伴う生産波及効果も広がりつつあり、関連する産業のすそ野が広い観光産業への期待は高まっています。

北海道観光産業経済効果調査の概要

	第1回調査	第2回調査	第3回調査	前回比等
調査期間	63年10月～ 元年9月	5年10月～ 6年9月	11年1月～ 12月	
総観光消費額	8,608億円	1兆464億円	1兆2,163億円	16.2%増
観光消費による生産波及効果	1兆2,258億円	1兆6,140億円	1兆8,773億円	16.3%増
うち道民消費	7,415億円	9,043億円	9,696億円	7.2%増
うち道外客消費	4,843億円	7,096億円	9,077億円	27.9%増

<課題>

地域や経済の活性化に重要な役割を果たす観光産業を本道のリーディング産業として、より大きく育成していくため、観光産業を支える優れた人材の育成や関連産業との連携を深めるなどその体質強化を図っていく必要があります。

さらに、様々な産業に経済効果をもたらす観光の重要性について、道民にも広く理解していただき、観光振興の一翼を担っていただくことが必要です。

4 観光振興に向けた行動指針

本道には、気候や風土が異なる様々な地域があり、それぞれの地域には、まだ活用されていない資源が数多く埋もれています。

地域の住民、事業者、行政等の観光振興の担い手が他の産業の方とも連携を密にして、こうした資源を発掘し、観光資源としてさらに磨き上げていくことにより、北海道は、地域が輝く魅力あふれる観光地として、さらにグレードアップしていくものと考えます。

このような魅力ある観光地をつくり上げていくため、この計画では、「北海道観光のくにづくり条例」に定められている基本理念や担い手それぞれの役割に基づき、計画期間内に観光振興の担い手が協働して進める3つの行動指針を定めました。

1 自然環境を生かした取組の推進

条例の基本理念：自然、景観等の環境の保全に配慮しながら
それらの魅力を十分活用する

めざす姿 「自然を堪能できる魅力ある観光地の実現」

(背景)

近年、観光の形態は団体型から個人・小グループ型へと変化してきており、これに伴い、観光目的も「見る観光」から「体験する観光」へと変わってきています。

これに対応していくためには、本道の雄大な自然を活用して、多様なニーズに応えられる魅力あふれる観光地をつくっていくことが求められています。

そのためには、本道の観光を継続的に発展させていく上でかけがえのない資源である自然環境を保全するとともに、これを最大限に生かしていくという認識のもとに取組を進めていくことが大切です。

(ねらい)

このような観点から、観光振興の担い手が協働して、環境に配慮しながら雄大な自然環境を活用した体験型観光を推進する取組を進めるなど、環境と共生した観光地づくりを進めていきます。

(観光振興の担い手の行動)

○道民に期待する行動

- ・観光地美化運動など環境を保全する活動及び地域の自然や景観を活用した観光地づくりの取組への積極的な参加

○観光事業者に期待する行動

- ・自然環境を損なうことなく活用することにより、体験型観光などの観光商品の開発に努めること。
- ・環境に配慮した事業活動の推進に努めること。

○観光関係団体に期待する行動

- ・アウトドアガイドなどの人材の育成及び観光事業者に対する環境に配慮した活動の指導
- ・地域の体験型観光などの取組の情報収集・発信や国内外へのPR活動及び自然体験などを盛り込んだ修学旅行の誘致の促進

(具体的な取組)

<環境保全や環境美化を意識した観光地づくりの促進>

観光振興の担い手は、観光振興にあたり、環境美化や資源リサイクルに努めるなど環境に配慮した取組を進めていくことが必要であり、道としても、こうした地域の取組を支援するとともに、意識啓発に努めていきます。

<体験型観光の促進>

自然を堪能できる観光地づくりを進めていくためには、地域の観光振興の担い手が協働して、地域の自然環境などを活用した体験型観光の取組を進めることが必要であり、道としても、こうした取組を進める地域に対して、庁内関係各部と連携し、地域づくりアドバイザー制度や地域政策補助金などを活用して支援していきます。

また、このような地域において、体験型観光に携わるアウトドアガイドなどの人材を育成していくことが必要であり、道においても、アウトドア振興を目的に設立された北海道アウトドア協会と連携を図りながら、アウトドアガイドの育成を促進していきます。

近年は、体験を取り入れた修学旅行が増加してきていることから、地域の観光振興の担い手はその受け皿の整備を進めるとともに、道と関係団体においても連携を図りながら修学旅行の誘致に力を入れていきます。

<美しい沿道景観形成の促進>

観光振興の担い手がそれぞれの立場から、植栽や緑化、統一的な看板整備、景観を害するものの除去、道路整備などに取り組むことにより、北海道らしい美しい沿道景観の形成に努めていくことが必要です。

こうした取組を進める地域に対し、道としては、国と連携を図りながら、庁内関係各部の横断的な取組の中で、それぞれ実施している各種施策を活用することにより、当該地域に必要な整備の内容の検討や整備の促進を観光振興の担い手とともに図っていきます。

目標とする指標（平成19年度）

体験型観光を目的として訪れる道外観光客の割合

平成12年度 4% → 平成19年度 8%

体験型観光を目的として訪れる道外観光客の割合は、道が平成9年度から12年度に実施した「来道観光客動態調査」によると、その平均値で約4%となっており、この計画の最終年度の19年度には、その倍増となる8%とするを目標とします。

2 食を生かした魅力アップ

条例の基本理念：豊かな自然にはぐくまれた食の魅力を生かす

めざす姿 「食を生かした魅力ある観光地の実現」

(背景)

北海道は雄大な自然とともに新鮮な味覚に恵まれ、その豊かな食が観光客にとって大きな魅力となっています。しかし、観光客の多様化するニーズに応えるためには、素材の良さや新鮮さに甘んじるばかりではなく、これを最大限活用して地域を印象づける特色ある味覚や特産品を開発していくことが必要であり、このようなことが魅力ある観光地づくりにつながっていきます。

(ねらい)

こうしたことから、地域が自慢できる地元の食材を活用した味覚や特産品の開発を促進し、地域の食の魅力を高めるとともに、食の魅力を前面に出したイベントなどでPRしていくことにより、本道の食に対する観光客の満足度を高めていきます。

(観光振興の担い手の行動)

○道民に期待する行動

- ・地域の食の魅力づくりや地域が進める食を生かしたイベントなどの取組への積極的な参加

○観光事業者に期待する行動

- ・他産業と連携して、地元の食材を活用した個性ある新しい味覚を創出することや特産品の開発に努めること。

○観光関係団体に期待する行動

- ・地域の食を生かした魅力ある取組や食をテーマにした新たな観光ルートの設定及びこれら食の魅力を全道展開させたイベントの実施
- ・食関連の技術向上を図る取組の促進

(具体的な取組)

<地域の食の魅力アップ>

地域の観光振興の担い手は、製造業や農林水産業など他産業と積極的に連携し、これまでにない食材の発掘や地域の新鮮な食材を活用した名物料理・特産品の開発に取り組むなど、その地域ならではの食を生かした魅力ある観光地づくりを進めることが大切です。

こうした取組みを進める地域に対し、道としても庁内関係各部が連携し、地域づくりアドバイザー制度や地域政策補助金などを活用して支援していきます。

<食の魅力あふれる秋のイベント開催の促進>

また、これらの取組を進める観光地が広域的に連携し、実りの秋の魅力あふれる一大イベントとして全道的な展開をしていくことが北海道の食の秋の定着につながります。

そのために、観光振興の担い手が協働して、それぞれの地域の食に関するイベントの開催時期の調整を図ることや新たな食の観光ルートを設定していくことが必要であり、道としてもこうした全道展開に向けた調整やイベントのPRを関係団体と連携して行っていきます。

目標とする指標（平成19年度）

道外観光客が道内観光に際し食事において満足したとする割合

平成11年度 60.7%

→

平成19年度 80%

北海道観光産業経済効果調査委員会が平成11年度に実施した「北海道観光産業経済効果調査」によると、道外観光客のうち北海道旅行中の食事に満足したとする人の割合は、やや満足を含めると60.7%となっており、このうち、本道の新鮮な素材に満足したとする割合は72.3%となっていることから、食全体の満足度をこのレベル以上に高めることを目標とします。

3 あたたかく迎える受入体制の整備

条例の基本理念：すべての人々が安心して快適に観光ができるよう配慮する

めざす姿 「質の高いサービスが受けられる観光地の実現」

(背景)

近年、観光形態は団体型から個人・小グループ型へと変化してきており、これに伴い、観光客の行動範囲が広がってきたことから、住民との交流機会が増加しています。こうしたことから、観光関係者はもとより、住民の方々がホスピタリティあふれるあたたかいもてなしをもって観光客に接していくことが、ますます重要になってきています。

また、外国人観光客の増加に加え、高齢者や障害者の社会参加が進んできており、こうした方々が安心して快適に観光ができる環境づくりを進めていくことが求められています。

(ねらい)

こうしたことから、北海道挙げてすべての観光客をあたたかく迎えるよう観光振興の担い手が協働してホスピタリティあふれる観光地づくりを進めていきます。

(観光振興の担い手の行動)

○道民に期待する行動

- ・観光客に対する道案内や歓迎の意を表す声かけなど、あたたかく迎える接遇や観光ホスピタリティ向上のための取組への積極的な参加
- ・観光ボランティア活動への参加など観光客との積極的な交流
- ・観光に関する学習機会への積極的な参加

○観光事業者に期待する行動

- ・バリアフリー化への積極的な取組や外国人に対応できる従業員の育成・確保など、誰もが安心して快適に観光できる環境づくりの促進とホスピタリティあふれる対応
- ・顧客管理の徹底を図るなど、リピーターの確保に対する積極的な取組

○観光関係団体に期待する行動

- ・バリアフリー化への積極的な取組や外国人観光客の受入体制の整備など、誰もが安心して快適に観光できる環境づくりの促進
- ・観光産業の経営者、従事者の接遇やホスピタリティ向上のための研修会の充実及び苦情処理の向上
- ・観光ボランティアの育成・組織化や活用の促進

(具体的な取組)

<ホスピタリティ向上の取組の促進>

観光振興の担い手が協働して、観光ボランティアの組織づくりやボランティア活動を積極的に進めることが、ホスピタリティあふれる質の高い観光地をつくっていくためには必要です。

道においても、観光ボランティア通訳や障害者等の旅行をサポートするボランティアの活動の促進を図るなど、外国人観光客をあたたかく迎える体制整備を促進するとともに、道民が参加しやすい観光ボランティアの環境づくりを促進します。

また、質の高い観光地をつくっていくためには、観光関係団体や観光事業者が、ホスピタリティ向上のための研修の実施や、地域を挙げて観光客を歓迎していることを表す看板の設置など、常にホスピタリティ向上に向けた取組を進めるとともに、道民は、観光が北海道全体に及ぼす経済的、社会的な効果を理解し、一人ひとりが観光振興の重要な担い手であることを認識して観光客をあたたかく迎え、あわせて、様々な機会をとらえて、その魅力を積極的にPRするよう努めていくことが必要です。

道においても、北海道観光のくにつくり条例の啓発用のパンフレットを作成・配布するなど観光の重要性などについて啓発していきます。

こうした取組を進めるとともに、観光振興の担い手が、観光客が自分の予算や好みにあった観光施設を容易に選択できるような評価や格付けをする仕組みや、リピーターに対する優遇制度の創設、さらには、雇用創出の効果や質の高い観光案内の観点から、有料のガイドを育成・活用する仕組みなどについて検討していくことも必要です。

<観光地のバリアフリー化の促進>

観光振興の担い手がそれぞれの立場で、高齢者、障害者、外国人など誰もが安心して観光できる観光地づくりに努めていくことが必要であり、道はもとより観光振興の担い手が、それぞれ観光地のバリアフリー化を促進するために何ができるのかについて検討するとともに、それぞれができることを実行していくことが必要です。

こうした取組を進める地域に対し、庁内関係各部の横断的な取組の中で、それぞれ実施している各種施策を活用することにより、当該地域に必要な整備の内容の検討や整備の促進を観光振興の担い手とともに図っていきます。

目標とする指標（平成19年度）

道外観光客が道内観光に際し受けたサービスに対し満足したとする割合

平成11年度 46.7% → 平成19年度 80%

北海道観光産業経済効果調査委員会が平成11年度に実施した「北海道観光産業経済効果調査」によると、道外観光客のうち北海道旅行中に受けたサービスについて満足したとする人の割合は、やや満足を含めると46.7%となっており、これを食の満足度がめざす80%のレベルまで高めることを目標とします。

* 観光地のバリアフリー化

高齢者、障害者、外国人等が観光をする上での物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害のない観光地にすること（平成12年観光政策審議会の「21世紀初頭における観光振興方策について」から引用）

5

道が実施する主な施策

道は、この計画期間に、「北海道観光のくにづくり条例」に定められた8つの「施策の基本方針」に基づき次の施策を推進します。

[道の観光振興施策の基本方針]

道民・観光事業者・観光関係団体及び行政機関が協働して行う取組を促進する。

<現状>

北海道には気候も風土も異なる様々な地域があり、それぞれの地域で魅力アップに向けた取組が進められていますが、これまではどちらかというとなら北海道というイメージが先行して、画一的な取組が多い状況となっています。

<課題>

これからは、地域の住民・事業者・行政等、観光振興の担い手が協働し、他産業とも連携しながら地元の資源を発掘し、観光資源として活用していくことにより、これまで以上に地域の個性が生かされた魅力あふれる観光地をつくっていくことが必要です。

[施策の柱]

<地域がつくる観光地づくりの促進>

地域が観光地づくりを進めていくにあたっては、地域の住民、事業者、行政が協働する体制の整備を図り、この中で、地域観光の現状を把握し、新たな観光資源の発掘やその活用方策、さらには地域の観光産業の活性化方策などを検討し、魅力ある観光地づくりを進めていくことが大切です。また、こうした魅力ある観光地が広域的に連携していくことにより、より魅力的な観光地として発展していくことが期待できます。

道では、住民・事業者・行政の連携による取組体制の整備や地域観光診断の促進を図るとともに、市町村や支庁の区域にとらわれず共通のテーマで広域的に取り組む地域の魅力づくりの促進を図っていきます。

(主な施策)

- ・ 地域観光診断の促進
- ・ 住民・企業・行政の連携によるまちづくり支援体制の整備
- ・ 地域が取り組む広域観光の魅力づくりの促進

<新しい観光資源の開発促進>

地域には、優れた自然・景観やその土地の文化・歴史的遺産など様々な資源があり、こうした資源を新たな観光資源として活用していくことが、魅力ある観光地づくりにつながる上で大切なことです。

道では、こうした本道の優れた資源を北海道遺産として認定し、後世まで残していく取組を進めており、こうした資源を地域の重要な観光資源として活用していくことが必要です。

また、最近、北海道はテレビや映画のロケ地として人気が出てきており、こうした動きを観光振興につなげていくことも大切です。

道では、こうした新たな観光資源の開発の取組の促進を図っていくほか、歴史的遺産である赤れんが庁舎はもとより、試験研究機関などの道立施設についても観光資源として活用していく取組を進めていきます。

(主な施策)

- ・市町村などによる観光施設の整備促進
- ・文化・歴史的遺産などの観光資源としての活用促進
- ・北海道遺産構想の推進
- ・道立施設の観光資源としての活用推進
- ・総合保養地域の整備促進
- ・北海道へのロケーションの誘致促進
- ・北海道の特性を生かした観光景観の形成促進（再掲）
- ・体験型観光の促進（再掲）

<個性を生かしたイベントの育成>

地域では魅力ある観光地づくりの一環として、食や花など地域の特性を生かした数多くのイベントが開催されています。また、全道各地でスポーツ大会なども開催されています。こうしたイベントは、観光客の集客や地域の活性化に大きく寄与していますが、今後は、地域の広域連携を図りながら、個性が生かされた、より魅力的なイベントやスポーツ大会の開催を促進することが必要です。

道では、こうした地域の個性あるイベントの育成やスポーツ大会の開催の促進を図っていきます。

(主な施策)

- ・個性を生かした各種イベントの育成
- ・各種スポーツ大会やイベントなどを通じた国内外とのスポーツ交流の推進

[道の観光振興施策の基本方針]

環境を保全し活用する取組を促進する。

<現状>

北海道は明瞭な四季や雄大な自然、豊富な味覚や温泉など観光において数多くの優位性を持っており、北海道の雄大な自然へのあこがれを抱いて多くの観光客が訪れていますが、一方で、山岳や湿原等への観光客の過剰な入り込みによる自然環境への悪影響も懸念されています。

<課題>

北海道の観光は、優れた自然環境に負うところが大きいことから、自然環境の保全に充分配慮するとともに、その活用から生まれる多彩な魅力を満喫できる観光地づくりを進めていく必要があります。

[施策の柱]

<環境にやさしい観光地づくりの促進>

環境と共生した観光地づくりを進めていくためには、観光振興の担い手が環境に対する意識をもって観光振興に努めていく必要があります。

道では、観光地の環境保全対策に努め、環境に配慮した観光地づくりの促進を図っていきます。

(主な施策)

- ・観光地の環境保全対策の促進

<自然を活用した体験型観光の促進>

本道は優れた自然に恵まれており、こうした自然を生かして魅力ある観光地づくりを進めていくことが大切です。

道では、「寒さ」「雪」といった北海道ならではの資源を活用して、冬の新たな体験メニューを開発するなど体験型観光の促進を図るとともに、自然公園において自然とふれあうためのビジターセンター等の利用施設の計画的な整備や案内人の配置など、自然とふれあうための条件整備を進めるほか、温泉の機能を生かした滞在型の観光の促進を図っていきます。

また、北海道アウトドア協会と連携を図りながら、アウトドアガイドの育成を図っていきます。

(主な施策)

- ・温泉の機能を活用した滞在型の健康の増進・保養の充実
- ・体験型観光の促進
- ・自然とのふれあいや北海道の冬を楽しむレクリエーション活動の機会の拡充
- ・自然公園において自然とふれあうためのビジターセンターの利用など利用施設の計画的な整備
- ・自然公園における案内人の配置など自然と適切にふれあうための条件整備

- ・アウトドア資格制度によるアウトドアガイドの育成

<北海道らしい美しい景観の形成>

雄大な自然や農村景観を生かして北海道らしい美しい景観を形成するとともに、それを観光資源として活用していくことが大切です。

道では、観光地と観光地を結ぶ沿道景観の形成を促進するとともに、電線類の地中化や街路の整備による都市環境の向上に努めていきます。

(主な施策)

- ・北海道の特性を生かした観光景観の形成促進
- ・電線類の地中化や街路の整備による都市環境の向上

<優れた自然地域の保全>

雄大な自然は、本道にとってかけがえのない観光資源であり、この優れた自然を保全していくことは、観光が将来にわたって持続的に発展していくためには欠かせないことです。

道では、国立・国定公園や道立自然公園などの優れた自然地域の保全に努めるとともに、こうした自然を将来に向けて残していくための取組を進めるほか、観光事業者への自然環境の保全に向けた啓発や観光客への環境に配慮したマナーの啓発に努めていきます。

(主な施策)

- ・国立・国定公園や道立自然公園など優れた自然地域の保全
- ・観光産業従事者への自然環境の保全に向けた啓発の促進
- ・観光客への環境に配慮したマナー啓発の促進（再掲）
- ・北海道遺産構想の推進（再掲）

[道の観光振興施策の基本方針]

食の魅力を生かした取組を促進する。

<現状>

北海道の豊富な農産物・海産物は観光客にとって大きな魅力となっており、多くの観光客が新鮮な味覚を味わうことを目的として来道されますが、北海道のどこへ行っても同じような料理ばかりで、もっと地元の旬な食材を活用したものを味わいたいという声がよく聞かれます。

<課題>

北海道の豊富で新鮮な地元の食材を利用した、その土地ならではの味覚を観光客に味わってもらおう仕組みづくりや新たな料理・特産品の開発など、食の魅力に一層磨きをかけていく必要があります。

[施策の柱]

<食を生かした観光地づくりの促進>

食の魅力あふれる観光地づくりを促進するためには、地域の観光の担い手が地域の農林水産業や食料品製造業など他産業と連携を図りながら、地元の食材を活用した取組を進めていくことが必要です。

道では、地場産品を活用した新たな料理や特産品の開発など、農林水産業や食料品製造業などと連携した取組を推進するとともに、道産品のブランド化や高付加価値化の促進を図るほか、道産食材にこだわった料理を提供している宿泊施設を「北の食材こだわりの宿」として登録・PRする取組の促進など、食を生かした観光地づくりの促進を図っていきます。

(主な施策)

- ・「北の食材こだわりの宿」の登録・PR
- ・道産品のブランド化や加工品の製造などの高付加価値化の促進
- ・地場産品を活用した新たな食材や特産品の開発など、農林水産業や食料品製造業などとの連携強化

<食の魅力あふれるイベントの充実>

本道の食の魅力を前面に出したイベントの充実を図り、これを全国にPRしていくことにより、本道の食の魅力の周知と定着を図っていくことが必要です。

道では、関係団体と連携して、地域が進める食を中心にしたイベントをつなげて、新たな観光ルートを設定し、全道展開していくことにより、本道の食の魅力アップに努めていきます。

(主な施策)

- ・地域の食の魅力をつないだイベント開催の促進

観光客が安心して快適に観光を行うことができる環境づくりを促進する。

<現状>

本格的な高齢化社会の到来や障害者の社会参加が進む中、高齢者や障害者も気軽に旅行に出かけ、様々な活動に参加できる環境整備が求められています。

近年、北海道の広大な大地や自然、冬の雪まつりなどが人気を呼び、「北海道観光ブーム」が起こっている台湾をはじめとする東アジア地域からの来道客が急増しており、外国人が安心して快適に観光できる環境整備が求められています。

<課題>

誰もが利用しやすい観光施設や道路などのハード整備はもとより、観光案内機能や観光情報提供機能の充実、誰にもあたたかく接するもてなしの心の醸成などソフト面の整備が必要です。

[施策の柱]

<誰にもやさしい観光地づくりの促進>

高齢者や障害者、外国人など誰もが利用しやすい観光地づくりを進めていくことが必要です。

そのためには、宿泊施設や観光施設などにおいて、こうした観光客の利用に配慮した環境整備の促進が必要です。

道では、観光振興の担い手と連携して、高齢者や障害者、外国人など誰もが利用しやすい観光地づくりに向けた検討を行うとともに、公共的施設や公共交通機関、道路整備などバリアフリー化に向けた整備や外国人が多く訪れる地域の受入環境の整備の促進に努めていきます。

(主な施策)

- ・誰もが利用できる公共的施設や公共交通機関、道路の整備など福祉環境の整備の促進
- ・宿泊滞在施設の充実や人材の育成など、国際観光振興地域の整備の促進
- ・観光地の下水道整備の促進

<情報案内機能の充実>

観光客が安心して快適に観光するためには、誰もがいつでも容易に利用できる観光情報の提供や観光案内機能の充実を図っていくことが必要です。

道では、観光情報のデータベース化や、インターネット上の北海道情報の窓口サイトとして構築した北海道ポータルサイトに、国や民間の観光情報につながる観光の窓口を設置するなどの取組を実施してきていますが、今後とも、これらの充実を図るとともに、道の駅の観光案内機能や、地域における観光メニューをコーディネートする機能の充実を図るなど、誰もが利用しやすい案内機能の向上を図っていきます。

また、国や市町村などの関係機関の協力を得ながら、観光地における道路標識・休憩施設の整備を促進するとともに、観光ボランティアの組織化や研修の促進、外国語表記の案内板の整備促進を図っていきます。特に、誰もがわかりやすい「ピクトグラフ（絵表示）」による統一的な案内板の整備が必要であり、このピクト

グラフの統一的な整備促進を国に働きかけていきます。

(主な施策)

- ・ 観光案内体制の機能強化
- ・ 誰もが利用しやすい観光情報の提供の促進
- ・ 外国語表記の案内板などの整備促進
- ・ 観光地などにおける道路標識や休憩施設の整備
- ・ 観光ボランティアの組織化と研修の促進
- ・ 四季を通じて楽しめるレクリエーション情報の提供体制の充実

<観光ホスピタリティの向上>

観光客が安心して快適に観光を進めるためには、北海道全体で観光客をあたたく迎えることが大切です。

このためには、観光振興の担い手があたたかいもてなしの心をもって観光客に接することが必要です。

道では、観光関係団体と連携して、観光ホスピタリティ運動を推進するとともに、観光産業従事者への外国人接客研修などの充実を図っていきます。

(主な施策)

- ・ 観光ホスピタリティ運動の推進
- ・ 観光産業従事者への外国人接客研修やガイドなどへの観光研修の促進

<旅行しやすい交通ネットワークの形成>

本道にとって、雪に閉ざされた冬の交通確保や広大な大地を移動するための交通アクセスの充実は、大変重要です。

道では、観光客にとって旅行しやすい交通ネットワークを形成するため、冬季環境に対応した道路整備や高速道路の整備を促進するとともに、空港への交通アクセスの充実や旅行者がスムーズに交通機関を乗り継げるための取組の促進などに努めていきます。

(主な施策)

- ・ 道外航空路線網の拡充
- ・ 北海道新幹線の整備促進
- ・ 高速道路の整備促進
- ・ 空港への交通アクセスの充実
- ・ 冬季環境に対応した道路整備の促進
- ・ 旅行者に配慮した交通機関の接続などへの取組の促進

[道の観光振興施策の基本方針]

観光にかかわる産業の発展のための取組を促進する。

<現状>

来道観光客の増加に伴い北海道における観光消費額も増加し、これによる生産波及効果も高まってきており、関連する産業のすそ野が広い観光産業は、北海道経済の活性化に大きく寄与しています。

<課題>

地域や経済の活性化に重要な役割を果たす観光産業を本道のリーディング産業として、より大きく育成するため、観光産業を支える優れた人材の育成や関連産業との連携を深めるなど、その体質強化を図っていく必要があります。

[施策の柱]

<表彰制度の充実>

北海道の観光産業を支える「人」の役割、重要性を認識し、人材育成に対する意識の醸成を図るため、観光産業に従事する人々や団体、企業などを対象とした表彰制度の創設などを検討していきます。

(主な施策)

- ・観光産業を対象とした表彰制度の創設

<観光産業の人材育成の充実>

観光産業に従事する幅広い人材を官民が協力して育てていく必要があります。道立高等技術専門学院などの活用も図りながら、効果的な人材育成・確保を促進します。

(主な施策)

- ・観光産業従事者の人材育成の促進
- ・魅力ある職場づくりなどによる人材の確保
- ・アウトドア資格制度によるアウトドアガイドの育成（再掲）

<観光産業のサービスの向上>

質の高い観光地づくりを進めていくためには、観光客が満足するサービスが不可欠であり、効果的な苦情処理の仕組みづくりを図っていくとともに、観光客の満足度の把握のための調査を実施していきます。

(主な施策)

- ・観光客の総合的な満足度の実態などの把握
- ・苦情処理等によるサービス向上の促進

<観光産業に対する融資制度の充実>

観光産業が観光客のニーズに対応した施設整備や観光開発を行う場合及び施設をバリアフリー化する際に、事業の実施に要する資金融資の円滑化を図るため、融資制度

の活用を促進していきます。

(主な施策)

- ・産業活性化資金の活用促進
- ・バリアフリー化のための融資制度の活用促進

<観光産業と他産業との連携の促進>

観光産業がリーディング産業として大きく育っていくためには、地域のお産業と連携を図り、地域の特性を生かした産業活動を行っていくことが必要なことから、異業種交流やグリーン・ツーリズムを促進していくとともに、地域が主体となつて行う観光に資する産業集積などの取組を支援していきます。

(主な施策)

- ・異業種交流などの促進
- ・グリーン・ツーリズムの展開など地域の産業と連携した新たな観光資源の開発促進
- ・産業クラスター(遊)形成の促進

[道の観光振興施策の基本方針]

国内及び海外からの観光客の誘致を促進する。

<現状>

観光入込客数は、これまで概ね順調に推移してきましたが、夏季の割合が高いなど季節的変動が大きく、地域的には道央圏に集中しています。

近年、チャーター便などを利用して、台湾をはじめ香港、韓国などから来道する観光客が急増しており、訪日団体観光ビザが一部地域で解禁となった中国への期待も高まっています。

<課題>

通年観光の促進や観光入込客数が少ない地方への集客を図るため、地域における資源を発掘・活用した個性豊かな魅力ある観光地をつくっていくとともに、このような観光地を国内外に広くPRしていくことが必要です。

これからの入込みの増加が期待できる中国をはじめとする東アジア地域を中心とした積極的な宣伝誘致活動の展開や国際航空路線の拡充などを図っていく必要があります。

[施策の柱]

<ターゲットを絞った効果的な宣伝誘致活動の促進>

これからの来道が見込まれる台湾、韓国、香港、中国など東アジア地域を中心とする外国人観光客の誘致、修学旅行やコンベンションの誘致など、対象を絞った効果的な宣伝誘致活動を官民が協力して進めていくとともに、道外での観光と物産展などの開催や道内での食や花などのイベント、スポーツ大会の開催の促進などイベントによる誘致活動を展開していきます。

(主な施策)

- ・ 修学旅行の誘致促進
- ・ マルチメディアなどを活用した全国的なPR活動の展開
- ・ 定期航空路線開設都市での宣伝誘致機能の整備
- ・ 東アジア地域における観光情報提供機能の整備と観光プロモーション活動の展開
- ・ 全国主要都市における観光と物産展や観光イベントの開催による宣伝誘致キャンペーン活動などの充実
- ・ 地域が行う宣伝誘致への支援
- ・ コンベンション誘致の促進
- ・ 北海道へのロケーションの誘致促進（再掲）
- ・ 観光案内体制の機能強化（再掲）
- ・ 地域の食の魅力をつないだイベント開催の促進（再掲）
- ・ 各種スポーツ大会やイベントなどを通じた国内外とのスポーツ交流の推進（再掲）

<海外とのアクセスの充実>

「北海道ブーム」が起こっている台湾をはじめ、韓国、香港などからの来道客が増加していることから、これら外国人観光客の旅行の利便を図るためにも、国に対して

C I Q体制の整備・拡充を働きかけるなど、新千歳空港をはじめ、道内空港の国際化を促進していきます。

(主な施策)

- ・新千歳空港の国際拠点空港化の推進
- ・地方空港の国際化の推進

<新たな観光商品開発の促進>

観光客の旅行形態は、団体旅行から、個人、家族、小グループなど多様化してきていることから、これらに対応した地域の個性を生かした広域連携によるモデルルートづくりやイベントの開催、外国人向けの多様な旅行商品の開発などを官民が協力して進めていきます。

(主な施策)

- ・海外の旅行会社との連携によるツアーの開発の促進
- ・地域が取り組む広域観光の魅力づくりの促進（再掲）

※C I Q

C (Customs)	税関	出入国する旅客の携帯品などの検査
I (Immigration)	出入国管理	外国人の出入国審査及び日本人の出帰国確認
Q (Quarantine)	検疫	外国からの検疫伝染病侵入防止のための人の検査

[道の観光振興施策の基本方針]

観光に関する普及啓発及び学習機会の確保を図る。

<現状>

観光は、幅広い産業がもたらす経済効果はもとより、日常生活圏を離れ、見知らぬ人々とふれあうことにより、新しい発見や明日への活力、また心のやすらぎを得ることができ、人々の営みになくてはならない大切なものとなっていますが、その重要性についての認識は必ずしも高いものとは言えません。

<課題>

観光の持つ重要性を多くの方に認識していただき、北海道観光を道民の総意で大きく育てていくため、子どもから大人まで観光に関する学習機会を充実させることが必要です。

[施策の柱]

<観光を学ぶ機会の充実>

将来の観光振興の担い手を育成していくため、小中学生を対象に、観光に親しみをもってもらうためのパンフレット等の配布などについて検討していきます。

(主な施策)

- ・小中学生の観光に関する学習機会の促進

<観光における職場体験の充実>

観光産業の現場を体験することにより、その役割や重要性を認識することが大切なことから、高校生のインターンシップを促進していきます。

(主な施策)

- ・高校生のインターンシップの促進

<北海道観光のくにづくり条例の普及・啓発>

北海道観光のくにづくり条例の基本理念や観光振興の担い手の役割など、これからの北海道観光のめざす姿を道民はもとより観光客にも認識していただくことが必要なことから、普及・啓発活動を展開していきます。

(主な施策)

- ・観光の重要性や観光振興に当たっての道民の役割に関する啓発
- ・観光客への環境に配慮したマナー啓発の促進

[道の観光振興施策の基本方針]

観光に関する基礎的データの収集及び調査の実施

<現状>

これまで、観光入込客数や観光動態、観光産業の動向、観光の経済効果など、多様な調査や観光情報のデータベース化を進めています。

<課題>

これからも、旅行目的や観光形態の変化に適切に対応していくための効果的な調査を進めていくとともに、広くデータの活用を図っていくことが必要です。

[施策の柱]

<観光施策を推進するための効果的な調査の実施>

観光施策を効果的に推進していくためには、基礎資料となる各種データを正確に把握することが必要です。そのため、観光客の人数、動態、観光消費額など基礎的データを把握する調査のほか、観光客の満足度や観光産業の経営状況、さらにはマーケティング調査など、各種施策を構築するために必要な調査を実施していきます。

(主な施策)

- ・観光客の動態や関連産業の実態などの把握
- ・外国人観光客誘致のための市場の実態などの把握
- ・観光客の総合的な満足度の実態などの把握（再掲）

6

推進体制

本計画を着実に推進していくためには、観光振興の担い手が協働して観光振興に努めていくことが大切です。

このため、地域においては、観光関係者のみならず、他産業や住民と一体となって、地域特性を生かした観光地づくりを進めていくことが必要です。

こうした取組は、市町村や支庁といった従来の枠組みにとらわれることなく、観光振興において共通のテーマ性をもったエリアの方々が協働して進めていくことが大変重要です。

こうした観点から、計画の推進にあたっては、既存の組織も活用して、こうした地域の推進体制を整備していくことが期待されます。

また、計画を効果的かつ機動的に推進するためには、全道的見地から観光振興を推進する体制の整備を進めていくことが必要であることから、道では、(社)北海道観光連盟をはじめ観光関係団体と連携して、観光関係者のみならず他産業に関わる方も含めた「北海道観光のくにづくり協議会(仮称)」を立ち上げるほか、国との連携の充実を図るとともに、道庁内の横断的な組織である「北海道観光のくにづくり推進会議」において、各部の施策を効果的に活用して地域の魅力ある観光地づくりを支援するなど、観光振興の一元的な推進を図っていきます。

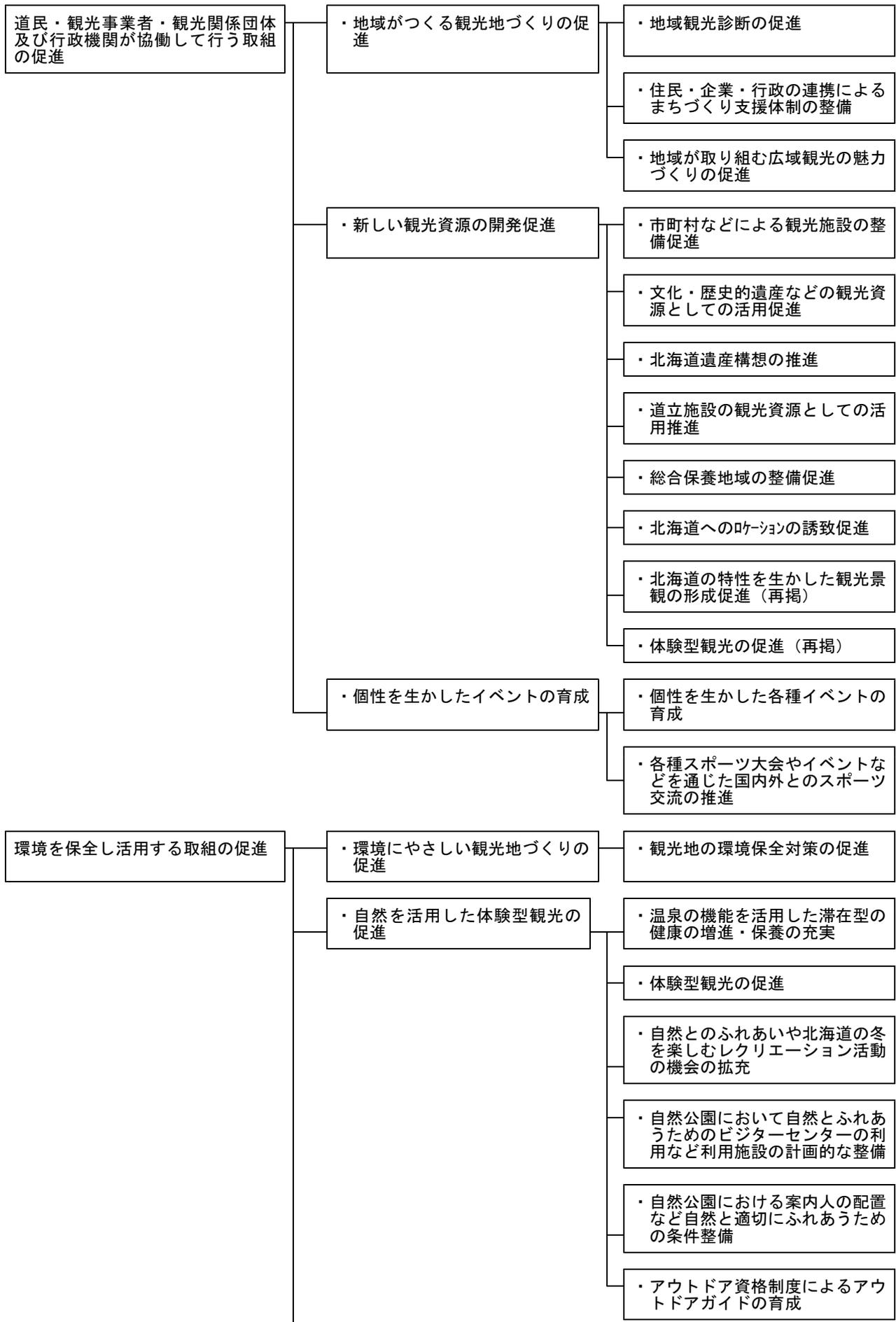
【参考】

条例の基本方針

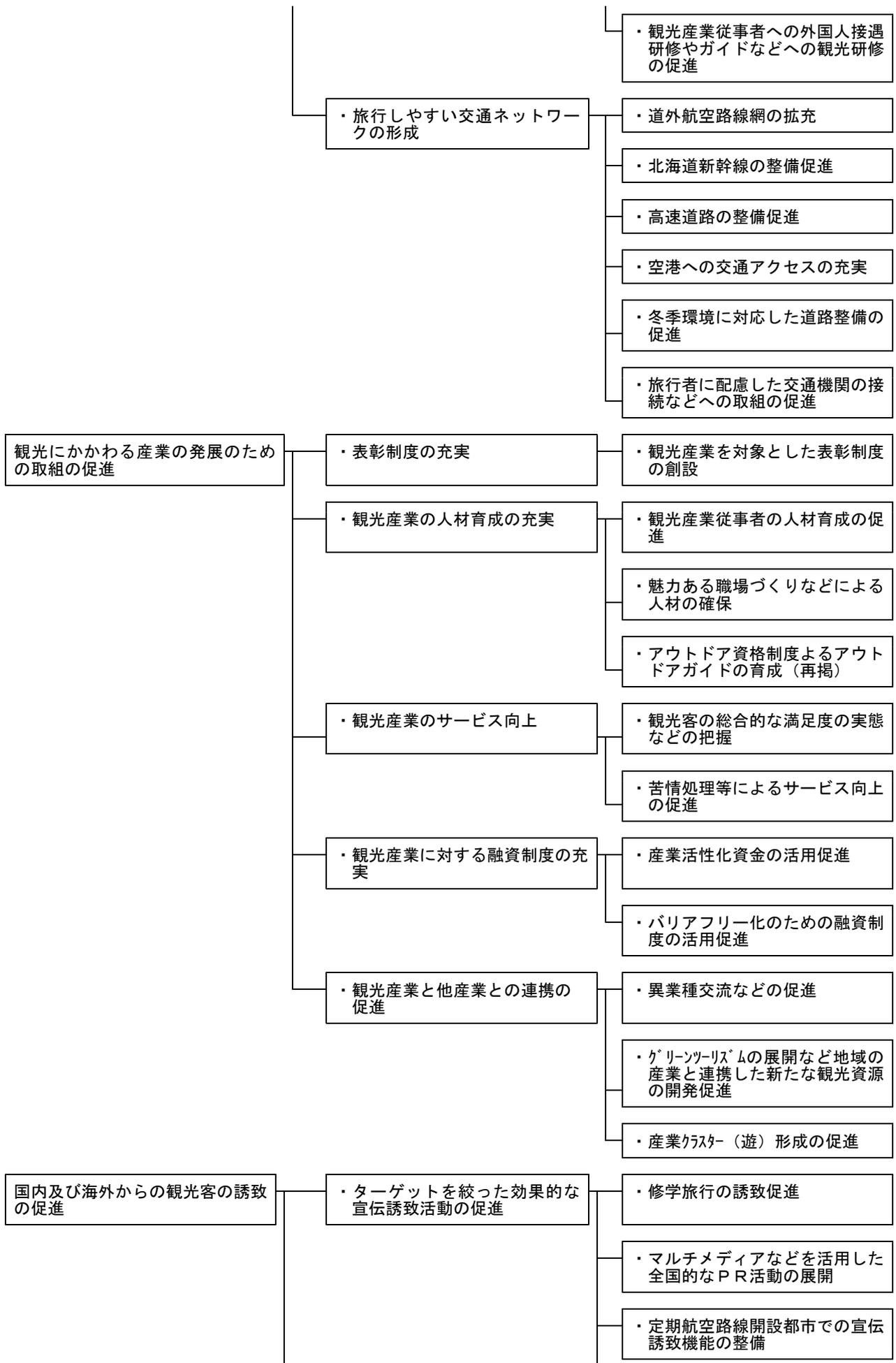
計画の施策体系

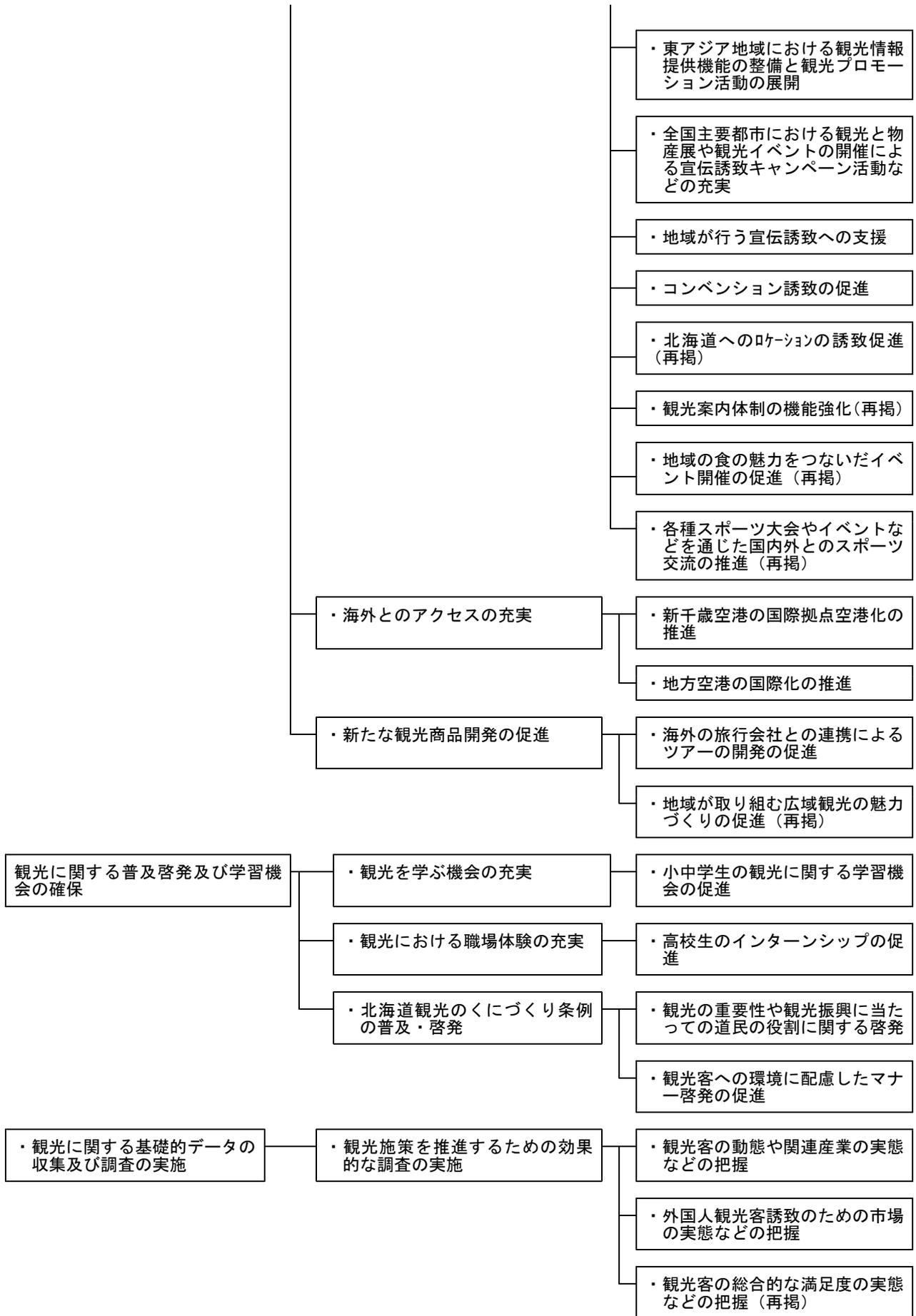
施策の柱

主な施策









【参考】

施策の目標指標一覧

条例の基本方針	計画の施策の柱	目 標 指 標			
		指 標 項 目	基準年 (H12)	目標年 (H19)	
道民・観光事業者・観光関係団体及び行政機関が協働して行う取組の促進	地域がつくる観光地づくりの促進	地域づくりアドバイザー活用件数	6件	200件	
		まちづくり活動団体数	298団体	420団体	
		地域づくりリーダー養成塾の参加市町村	98市町村	212市町村	
	新しい観光資源の開発促進	保全推進地区内の歴史的建造物保全割合	52棟	77棟	
		景観形成ガイドライン等策定市町村数	47市町村	63市町村	
		参加体験型観光総合コーディネーター機関の設置数	1施設	6施設	
	個性を生かしたイベントの育成	スポーツフェスタ参加者数	113千人	294千人	
	環境を保全し活用する取組の促進	自然を活用した体験型観光の促進	水辺に楽しめる河川空間整備数	214カ所	300カ所
			せせらぎ広場、水辺の小径整備着手溪流	19カ所	53カ所
			都市公園面積	21.6㎡/人	24㎡/人
自然公園利用者数			49百万人	72.8百万人	
自然公園施設の整備箇所数			99カ所	112カ所	
参加体験型観光総合コーディネーター機関の設置数			1施設	6施設	
スポーツフェスタ参加者数			113千人	294千人	
スポーツ指導者講習会参加者数			4,492人	12,752人	
北海道らしい美しい景観の形成			景観形成ガイドライン等策定市町村数	47市町村	63市町村
			電線類地中化の延長	26.6km	67.5km
		優れた自然地域の保全	891千ha	900千ha	
観光客が安心して快適に観光を行うことができる環境づくりの促進		誰にもやさしい観光地づくりの促進	ボランティアコーディネーター配置市町村数	61市町村	212市町村
			観光情報の外国語ホームページを開設している市町村	5市町村	27市町村
	外国語の観光パンフレットを備えている市町村	15市町村	27市町村		
	観光ホスピタリティの向上	観光ボランティア組織がある市町村数	17市町村	37市町村	
		ボランティアコーディネーター配置市町村数	61市町村	212市町村	

条例の基本方針	計画の施策の柱	目 標 指 標		
		指 標 項 目	基準年 (H12)	目標年 (H19)
観光客が安心して快適に観光を行うことができる環境づくりの促進	旅行しやすい交通ネットワークの形成	道路舗装率	(H11) 21%	24%
		高速道路供用率	29%	58%
		今後渋滞が解消・緩和される主要渋滞ポイント箇所数	(H11) 14カ所	60カ所
		高速道路へ1時間以内に到達可能な市町村数	182市町村	200市町村
観光にかかわる産業の発展のための取組の促進	観光産業と他産業との連携の促進	ふれあいファーム登録数	592農場	1,200農場
		グリーンツーリズム関連地域資源数	1,533件	2,163件
国内及び海外からの観光客の誘致の促進	ターゲットを絞った効果的な宣伝誘致活動の促進	道外観光客入込客数(実人数)	59.6万人	80.0万人
		外国人来道者数	2.0万人	5.4万人
		道外客の道内総観光消費額	(H11) 5,580億円	5,790億円
		国際・全国規模のコンベンション開催件数	471件	570件
		北海道の物産と観光展の来場客数	87.1万人	1,000万人
		スポーツフェスタ参加者数	113千人	294千人
		国際航空路線旅客数	453千人	1,000千人
		海外とのアクセスの充実		
観光に関する普及啓発及び学習機会の確保	観光を学ぶ機会の充実	水辺に楽しめる河川空間整備数	21.4カ所	30.0カ所
		せせらぎ広場、水辺の小径整備着手溪流	19カ所	53カ所
	北海道観光のくりにづくり条例の普及・啓発	草刈り、清掃等地域住民協力箇所数	110カ所	200カ所

※この指標は、「第3次北海道長期総合計画」の「目標」(施策)の評価指標として設定したものを、本計画の「施策の柱」の目標指標として整理したものです。

【参考】

道内の主な取組事例

《食に関する主な取組》

・北の食材こだわりの宿の登録

道では、道産食材を積極的に提供している宿泊施設を「北の食材こだわりの宿」として登録し、広くPRしています。

・地元の食材を活用した道の駅弁当の販売

日高支庁では、地元獲れるツブ貝を活用した「日高つぶめし」弁当を道の駅で販売する取組を実施しました。

・地元ホテルが共同した取組の実施

湯の川温泉では、農家とホテルが連携して、農家がつくるチーズをホテルで提供する取組や、季節毎に食材のテーマを決めて地元ホテルが共同してその食材にこだわった料理を提供するなどの取組が行われています。また、糠平温泉では、宿泊する施設以外の旅館等の料理も味わえる取組を温泉街の宿泊施設が連携して実施しています。

知床でも、宿泊施設が共同して食事会場を別会場に設け、そこで旬の魚介類を炭火焼きで食べられる取組を実施し、大変好評です。

《体験を活用した主な取組》

・アウトドアの取組

十勝では、アウトドアスポーツの振興のための体制づくりに取り組んでおり、全道に先駆けて、十勝の観光をコーディネートする十勝ツアーコーディネートセンターを平成13年6月に創設しています。

また、日高管内の4乗馬施設が、乗馬観光のPRやホーストレッキング普及を目的に、ひだか路ホースネットワークを設立し、各種活動を実施しているほか、門別町～浦河町間のホーストレッキングコースの整備について検討を行っています。

その他、様々な地域でカヌーやラフティング、パラセーリングや熱気球といったアウトドアを取り入れた取組が進められています。

・浜中町のエコミュージアムの取組

浜中町では、町全体を自然博物館とする「エコミュージアム構想」を推進しています。

・洞爺湖周辺地域のエコミュージアムの取組

西胆振地域の市町村では、洞爺湖周辺の自然、産業、歴史、文化などの地域資源を活用した観光ネットワーク拠点機能の整備についての検討が行われており、特に有珠山周辺では、平成12年3月の噴火により新たに生まれた火口などの遺構のほか、過去の火山活動の爪跡等も火山学習体験の場として保存・活用する取組が進められています。

・鯨やあざらしウォッチングの取組

室蘭では鯨、えりもではあざらしウォッチングに取り組んでいます。

・雪や寒さを活用した取組

陸別のしばれフェスティバルや支笏湖氷濤まつり・層雲峡の氷瀑まつりなど雪や寒さを活用した取組が全道各地で進められています。また、弟子屈のダイヤモンドダストや名寄のサンピラー、陸別のオーロラや別海の四角い太陽など、北海道の冬ならではの気象現象を観光資源として活用していく取組も進められてきています。

《景観を活用した主な取組》

・富良野・美瑛の農村景観を活用した取組

富良野・美瑛では、当該地域の優れた農村景観を観光資源として活用し、毎年多くの観光客が訪れる本道でも有数の観光地となっています。

・花を生かした取組

北竜のひまわりや上湧別のチューリップ、滝上や東藻琴の芝桜、平取のすずらんなど特定の花にこだわった取組が全道各地で進められてきています。近年は、遠紋地域の花街道の取組のように、市町村が行う花の取組をつないで、広域観光ルートとして活用する取組も進んできています。

・花人街道の取組

上川管内の旭川から占冠に通じる国道237号を中心とする道路を花人街道と称して、国、道、市町村が連携して統一的な誘導表示板を設置するなど、美しい沿道景観を形成する取組が進められています。

《自然環境を保全する主な取組》

・知床や大雪の取組

知床国立公園内カムイワッカ地区では、夏季の一定期間、自然環境の保全と交通渋滞の緩和のため、自動車（オートバイを含む）通行規制を実施し、観光客を専用シャトルバスで輸送しています。また、上川町大雪高原温泉においても、事故防止や環境保全を図るため、秋の紅葉シーズンにマイカー規制を実施しています。

さらに、知床国立公園の知床五湖駐車場において、財団法人自然公園美化管理財団が駐車場利用者から施設利用・環境整備協力費として一定の費用を徴収し、この収益を美化清掃や施設管理のほか、知床らしい自然環境や野生生物を保全するための活動に役立てています。